

奨学生応援金(拡大)のお知らせ

感染防止のため、郵送による申請にご協力ください。

奨学生応援金（5万円）の対象を拡大し、教育ローンを利用している場合でも受給できるようになりました。※ただし、奨学金と教育ローンを併用している場合で、既に奨学生応援金を受給されている方は、対象外です。

支給対象者：大学等（大学院、大学、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校）で修学している方。ただし、高等専門学校の生徒については、4年生と5年生に限ります。

支給の要件：以下の要件を全て満たす方 要件を追加しました！

- ①奨学金を利用している、または、養育者が**教育ローン**を借入れていること。
- ②令和2年4月1日以前で、通算して3年以上善通寺市に住んでいる、または、住んでいたこと。
- ③支給対象者の養育者が、令和2年4月1日から申請日まで継続して善通寺市に住んでいること。

別紙の「奨学生応援金交付申請書」に

1. 申請者の住所・氏名・生年月日・日中に連絡のとれる電話番号
2. 養育者の氏名・住所・申請者との続柄
3. 応援金の受取口座（申請者名義のもの）

を記入し、押印後、裏面に通帳またはキャッシュカードの写しを貼付して、添付書類（裏面参照）と一緒に下記送付先へ郵送してください。

※既に「学生支援緊急応援金」や「ひとり親家庭学生応援金」の申請時に添付されている書類は、提出不要です。

申請期限：令和2年12月25日（金）

お問い合わせ・送付先
善通寺市役所 総務部政策課
〒765-8503 善通寺市文京町二丁目1-1
電話：0877-63-6303

添付書類について

奨学生応援金交付申請書を送付いただく際には、以下の書類を添付してください。

必ず添付していただく書類	
1	<p>①申請者の住民票の写し</p> <p>②大学等に在学していることを証するもの</p> <p>③申請者名義の金融機関口座を確認できる書類</p> <p>④奨学金を給付又は貸与した機関が発行する奨学金の給付又は貸与を証するもの(奨学金を受給又は借用している場合)</p> <p>⑤教育ローンを借入れていることを証するもの(申請者の養育者が教育ローンを借入れている場合)</p> <p>※「学生支援緊急応援金」や「ひとり親家庭学生応援金」の申請時に添付されている場合は、①～③の提出は不要です。</p>
必要に応じて添付してください書類	
2	<p>①申請者の住民票の除票</p> <p>②養育者の住民票の写し</p> <p>③養育関係についての申立書</p> <p>④その他市長が必要と認める書類</p> <p>※「学生支援緊急応援金」や「ひとり親家庭学生応援金」の申請時に添付されている場合は、①～③の提出は不要です。</p>